

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会

公益通報者保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会（以下「この法人」という。）における法令等違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにすることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員、及び職員・嘱託職員・契約社員・有期雇用者・臨時雇用者・派遣従業員を含むすべての従業員（通報の日から1年以内に従業員であったものを含む。以下「従業員等」という。）に対して適用する。

(通報等)

第3条 この法人、この法人の役員又は従業員等の法令等違反及び不正行為として別表に掲げる事項が生じ、又は生じるおそれがある場合、従業員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）を行うことができる。

- 2 前項の通報等を行った者（以下「通報者」という。）は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した従業員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した従業員等も同様とする。
- 3 従業員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、従業員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール、FAX、郵送又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途従業員等に通知するものとする。

(1) 人事・労務に関する事項又は一切の法律問題に関する通報等ヘルプライン窓口：理事

(2) 理事、評議員の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等ヘルプライン窓口：監事

ただし、通報等を受けた監事は、代表理事とその後の方針について協議を行うことができるものとする。

(3) その他の事項に関する通報等ヘルプライン窓口：理事

- 2 従業員等は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。

(通報等の窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、業務上の法令等違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷

は受け付けないものとする。

- 2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとするが、匿名による通報等も受け付けるものとする。
- 3 この法人の諸規程および諸規則に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

- 第6条 通報等を受けたヘルプライン窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、通報者に対して、調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を、通報等を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
 - 3 従業員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

- 第7条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口となる者は、通報等の対象事案の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）を、直ちに代表理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果を代表理事に報告するものとする。
- 2 通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口となる者が調査することを原則とするが、必要に応じて法律事務所等に調査を行わせることができる。
 - 3 調査者による調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。
なお、対象事案に関係するこの法人の役員または従業員等は、その事案の調査等に関与することはできないものとする。
 - 4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

- 第8条 ヘルプライン窓口となる者は、通報者に対して、できる限り速やかに調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

- 第9条 前条の調査結果が重大である場合には、代表理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じ理事会や評議員会を実施し、違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。
- 2 すべての調査結果は代表理事に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。
 - 3 通報等をした従業員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができ

る。

- 4 調査結果並びにそれに対する対応の概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

（情報の記録と管理）

- 第10条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口となる者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、内容及び証拠等を、記録・保管するものとする。ただし、必要最小限の範囲を超えて他のヘルプライン窓口担当との情報共有はしないものとする。
- 2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口となる者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。
 - 3 この法人の役員及び従業員等は、各ヘルプライン窓口に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

（公益通報対応業務従事者の指定）

- 第11条 前条第2項に規定する者は、公益通報者保護法第11条による公益通報対応業務従事者として指定され、別途書面等により、その旨の通知を受けるものとする。

（不利益の禁止）

- 第12条 この法人の役員及び従業員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

（懲戒等）

- 第13条 第5条第1項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、第10条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合及び同条第3項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合又は前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。
- 2 懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、従業員等の場合は、理事会の決議により処分を行う。ただし、役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。
 - 3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、従業員等については代表理事がこれを行う。

（公益通報者保護制度のための教育）

- 第14条 この法人は、この法人の役員及び従業員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、役員及び従業員等はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2024年6月14日から施行する。

(2024年 6月14日理事会決議)